

該当項目	意見・提案	回 答
<p>共通事項 条例の名称について</p>	<p>・条例タイトルは、「自治基本条例」ではなく「まちづくり条例」ではないですか。前文から各条項を見る限り、「まちづくり条例」だと思います。もし「自治基本条例」であるなら町民の定義は（住民＋通勤・通学するもの）ではなく（町民＝住民）とすべきではないでしょうか。「自治基本条例」であれば住民と町長と町議会について話せばよく、今回の内容は「まちづくり条例」として制定すべきではないですか。</p> <p>・「自治基本条例」を町の最高規範として定め、その下位条例として「まちづくり条例」として内容を整理するのが望ましいと思います。でなければ、法的な不具合が生じる可能性を秘めています。</p> <p>(例)第2章に(町民主権)としながら、第4条に「住民が主権者」、「町民はまちづくりの主役」、第6章第22条には「町民は法令等に定められた権利・義務を有す」とありますが、間違った解釈が発生するかもしれません。</p> <p>・個々の条項については、それぞれの条例にあった内容に修正する必要はありそうですが、まずは今回のものが「何条例」なのかをハッキリさせないといけないのではないですか。</p>	<p>条例の名称については、「まちづくり条例」、「まちづくり基本条例」あるいは「行政基本条例」など自治体によって様々ですが、内容は地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例です。本町においては、町内に居住する人だけでなく事業所や学校、愛荘町のまちづくりにかかわるすべての人々がどんな役割を担い、どのような方法でルールを決めていくのかを明文化するものであり、自治基本条例として整理しています。</p> <p>条例の名称については、上記で述べさせていただいたとおりであり、『自治基本条例』とします。</p> <p>また、町民主権については、解説のとおりの意味であり現行どおりとします。</p>
<p>P3 第1章 総則 第2条 定義 第3号について 文面修正</p>	<p>イ「団体等」とウ「住民自治組織」をまとめて、3号を次のとおりとする。</p> <p>(3) 団体等 町内に事務所または活動拠点を有する営利を目的としない組織および団体ならびに住民自治組織である地縁団体および地縁団体に類する地縁組織をいう。</p>	<p>ご意見いただいた条文も検討しましたが、『NPO等の自主的活動を行う任意の団体と基礎的な自治活動団体である自治会に区分けして整理することから、そのままとします。</p>
<p>P4 第3条 最高規範性 他の条例との優位性を強調</p>	<p>この条例は、住民の意思に沿った施策を推進するとともに行政のスリム化を図るために、住民の役割や責任を明確にし、協働のまちづくりを進めようとするものである。条例に法体系上優位性はないので、この条例を他の条例より上位に位置づけるためには、憲法で謳われている地方自治の本旨に基づいて定められることから、次のようにする。</p> <p>この条例は、本町の自治に関する最高規範であり、<u>地方自治の本旨に基づいてこの条例の趣旨を十分尊重し、他の条例や計画等は<u>この条例との整合性を</u>図らなければならない</u>。また、・・・遵守しなければならない。</p>	<p>本条例が最高規範性を持ち他の例規の制定改廃、解釈には最大限尊重することから、解説のとおりとします。</p>
<p>P4 第2章 まちづくりの基本原則 第4条 町民主権 見出しの修正</p>	<p>この条例では、町民の定義が第2条で規定されており、住民以外に町外から町内に勤務や勉学する者を含めて「町民」と定められており、この中には外国人も含まれている。この条文中では「住民は愛荘町の主権者であり」や「町民は、まちづくりの主役であり」と規定されているにもかかわらず、解説には、町民が主権者であるとしている。また、この主権者の意味として町民には外国人を含むため、参政権を含まないとも説明されている。</p> <p>しかし、参政権を含まない町民主権では、住民も町民であって矛盾する。主権の重大な意味の中には、町政のあり方を最終決定する権限がある。そのため、外国人参政権を意識するのであれば、次のようにする。</p> <p><u>見出しを（住民主権、町民主役）にする。</u></p>	<p>第4条見出しは解説のとおり町づくりの主権者は町民であることを規定することから、現行どおりとします。なお、外国人参政権については、第31条において住民投票制度を規定しています。</p>
<p>P6 第3章 まちづくりの役割分担および協働 第10条 町の役割 文中の文言修正</p>	<p>第10条中「事務」とあるのは「事業」とすべきである。事務とすれば範囲が限定されてくる。町にはもっと大きい範囲の役割が課せられると思われ、事業にした方が適当であると考えます。</p>	<p>事務とは、施策を実現させるための具体的な手段である事務事業を意味するものであり、「事務」と表記とします。</p>

該当項目	意見・提案	回 答
<p>P7 第4章 持続的な発展 第15条 要援護者など保護・支援が必要な町民の保護 文中の記載順序の修正</p>	<p>高齢者や社会的支援が必要な町民の保護の仕組みは、町が優先すべきと思うので、次のようにする。</p> <p><u>町は、町民、事業者等と連携して高齢者および社会的保護・支援が必要な町民が・・・努めなければならない。</u></p>	<p>ご提案の趣旨は理解できますが、保護、支援が必要な町民が地域で安心して生活が送れるよう、人にやさしい環境の整備と社会参加をみんなが支援する体制が必要なことから「町民、事業者等および町」とするものであり、現行どおりとします。</p>
<p>P8 第18条 危機管理 第3項 文中の文言修正</p>	<p>危機管理について、自己防衛に重点を置かれているように思うが、町が、町民の安全を確保し、緊急時に対応する計画を策定することを明記した方が良いと思うので、次のようにする。</p> <p>3 <u>町は、町民の生命、身体および財産を守るため、緊急時に対応できる計画を策定し、迅速かつ適切な対応ができる体制を・・・努めなければならない。</u></p>	<p>町は、町民の生命、身体および財産を災害から守り被害を最小限に防止するため地域防災計画の見直しを行うとともに、町民、事業者等の危機管理意識の高揚と自主防災活動の支援協力に努めることとしており、現行どおりとします。</p>
<p>P9 第5章 情報共有の推進 第19条 知る権利</p>	<p>国の情報公開法では、請求権限者に限定せず、外国人や法人についても請求権を認めており、誰もが情報を得やすいように定められている。この法律では、「知る権利」という表現は使われておらず、国民主権の理念に則って、情報を広く開示し、行政の説明責任の役割を果たそうとするものである。地方自治体においても、同様の考え方であり、「知る権利」は、情報公開条例の請求権者の権利と同じように考えられているが、そうではなくて表現の自由より派生した権利として一般的な「町民の知る権利」という表現から規定した方がよい。また、第20条第2項の「町民の知る権利」とも合致することから、次のようにする。</p> <p><u>町民は、町が管理するまちづくりに関する情報について知る権利を有するものとする。</u></p>	<p>知る権利の範囲については、協働のまちづくりを築き上げていくためには、事業者等にも知る権利があつてこそ対等の関係と考えられ、町民、事業者等としています。</p> <p>また、「まちづくりに関する情報」については修正します。</p>
<p>P10 第7章 町の責務 第24条 まちづくりの姿勢 第1項および第2項</p>	<p>まちづくり計画の中には、町の総合計画の策定があるが、これをまちづくりのための町政の上位の計画として位置づける必要があるので、第1項を次のようにする。</p> <p><u>町は、愛荘町の持続的発展のために町政の最上位計画として総合計画を策定し、適切かつ効率的な運営を・・・努めなければならない。</u></p> <p>また、事業の実施を計画的に行い、毎年施策の評価を行うことが総合計画を行うことが必要なことから、第2項を次のようにする。</p> <p>2 <u>町は、まちづくりの推進にあたり・・・事業の実施に努めるとともに、毎年施策の評価を行い、これを公表しなければならない。</u></p>	<p>地方自治法の改正により、総合計画の策定義務がなくなったことから、自治法上の議決事件ではありません。</p> <p>しかしながら、まちづくりを進めるうえで任意の計画として、説明責任の観点から策定しておく必要があり、現在策定中でもあります。当然のことながら、総合計画を踏まえた事業展開が不可欠であり、この条例に基づいた事業展開を図っていくこととなりますので、現行どおりとします。</p> <p>ご提案いただいた条文も考えられますが、第35条に推進委員会の設置を規定しており、第2項で検証評価について規定していますので、現行どおりとします。</p>

該当項目	意見・提案	回 答
P11 第 26 条 議会の責務 第 1 項および第 2 項 文中の文言修正	<p>町の行政運営に対する議会の役割が規定されていないので、これを明記することとし、次のようにする。</p> <p>議会は、<u>町民の意思が町政に適切に反映される政策の立案または提案を行うとともに執行機関の活動を監視および評価し、健全な町政運営が行われるよう努めなければならない。</u></p> <p>また、第 2 項の議会活動の情報公開は、議会が判断するものであり、すべて公開されるものと誤解を招きやすいため、第 2 項を次のようにする。</p> <p>2 議会は、町民活動を活性化するため、その活動内容を<u>わかりやすく説明</u>しなければならない。</p>	<p>地方自治体は、二元代表制で議会と執行機関は対等であり、執行機関と議決機関が互いにけん制し調和を図りながら、行政執行をしています。自治基本条例では執行機関の長である町長の責務を定めるものであり、議会の責務については政策議論等の活動内容の公開を求められるものであり、現行どおりとします。</p>
P12 第 28 条 町長の責務 第 1 項	<p>主権者である町民の厳粛な信託とあるが、第 4 条の意見と同じで、主権者の語句を削る。</p>	<p>現行どおりとします。</p>
P12 第 28 条 町長の責務 第 2 項 文中の文言修正	<p>「町長は議会との適切は関係の構築により円滑な町政の推進に努めなければならない」は不必要である。</p> <p>当然のことであり、あえて条文化する必要があるのかと思われます。条文化するとすれば第 26 条（議会の責務）においても同様のことを条文としていれるべきではないかと思えます。</p>	<p>第 26 条 議会の責務 第 1 項および第 2 項（文中の文言修正）に対する回答と同じ</p>
P12 第 36 条 条例の改廃	<p>住民投票制度は、公職選挙法の適用を受けないため、外国人地方参政権を認めている自治体がある。憲法改正の住民投票とは異なり、外国人を含める可能性のある住民投票をこの条例改正に謳うことは、疑問型とはいえ重要な意思決定であり、外国人地方参政権を認めることとなり意見であるとする解釈も出来るので、</p> <p>「住民投票において、その過半数の賛成を得」を削る。</p>	<p>この条例案では、住民投票に関する詳細な事項を別に条例で定めることとしています。その中で、外国人参政権との関係から様々な議論があることは承知いたしておりますが、町民の意思を尊重して必要な手続きとしており、現行どおりとします。</p>
P12 第 31 条 第 1 項 住民投票制度	<p>住民投票制度は、町政に重要な課題があり、住民に直接効く必要があると判断した時、直接に住民の意見を聞く方法であって、議会制民主主義の例外をなくすものである。</p> <p>直接住民に聞く手段として、町政の重要課題に限定するとともに、解説に掲げている条例の制定についても明記すべきである。よって、第 1 項を次のとおりとし、2 項の次に 1 項を追加し、3 項を繰り下げる。</p> <p>町長は、町政の重要事項に関して、広く町民の意思を確認する必要があると認めるときは住民投票を実施することができる。</p> <p>3 前 2 項に定めるもののほか、住民投票に関して必要な事項は、別に条例で定める。</p>	<p>住民投票制度は、現行の地方自治制度を補完するものとして考えるものであり、自治の本旨においては、直接民主主義、間接民主主義、どちらが正しい選択であるということとはできない。双方が互いに制度の不備を補完しながら、その時々社会情勢に則し住民意志をよりの確に反映することが重要なのであり、制度の柔軟な運用が必要である。</p> <p>住民投票は自治の確立のため住民の総意を明らかにすることができる制度として定めるもので、投票は、協働のまちづくりを進めるうえで、町の重要課題の解決のため住民の意見を的確に反映させるひとつの方法であり、本条例では制度として担保するものでありますから、現行どおりとします。</p>